

2 教育課程

自閉症の特性を有する児童生徒が充実した学校生活を送り、生きる力を身に付けていくためには、障害特性に配慮した指導や支援が必要です。

特に、特別支援学校や個別支援学級では学校や学級での基本となる教育課程を踏まえながら、知的障害の有無や程度・他の障害を併せ有する場合等を考慮し、学習内容と授業時数を適切に設定していきます。

一般学級においては、特別な教育課程を編成することはできませんが、自閉症の特性を考慮した指導や支援に、自立活動の視点を加えていきながら、対応をすることが必要な場合もあります。(※)

※「(前略) 通常の学級に在籍している児童生徒の中には(中略) 障害による学習上または生活上の困難の改善・克服を目的とした指導が必要となる者がいる。こうした児童生徒の指導に当たっては、本書に示した内容を参考にして適切な指導や必要な支援を行うことが望まれる。」

(特別支援学校学習指導要領解説 自立活動編)

確かめてみよう!

★児童生徒の実態に応じて学級編制を行っている・・・

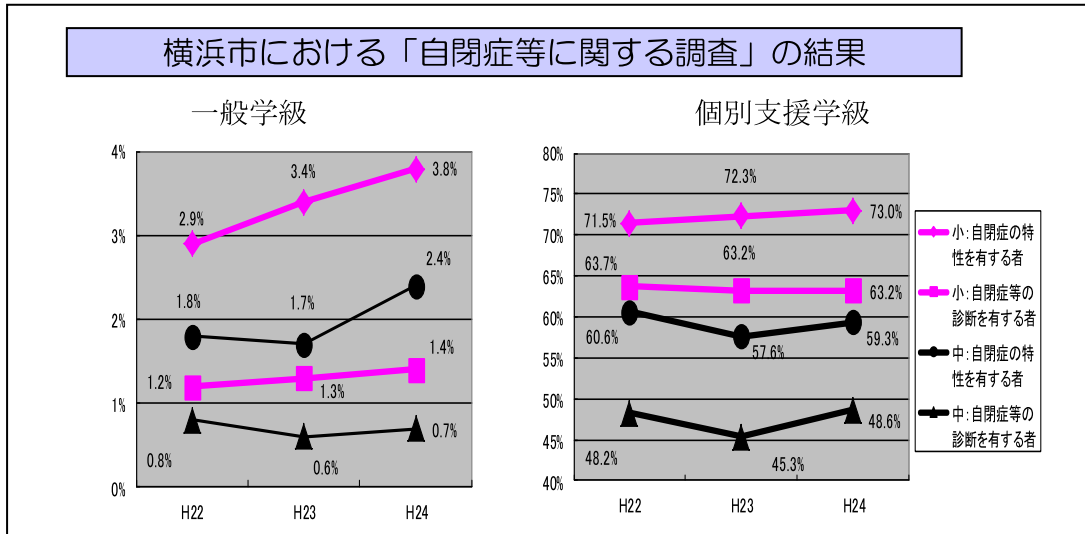
★年間指導計画を立てている・・・・・・・・・・・・・・・・・・

★個別支援学級においては、学級ごとの時間割に基づいて活動している・・・・・・・・・・・・

★一人ひとりの実態に応じた活動を考えている・・・

(1) 基本的な考え方

現在、自閉症の特性を有する子どもは、学校種、学級種を問わず、すべての教育の場に在籍しています。



自閉症の特性を有する子どもが充実した学校生活を送り、生きる力を身に付けていくためには、障害特性に配慮した指導や支援が必要です。

また、具体的な指導や支援の方法だけでなく、自閉症の特性を有する子どもが在籍している特別支援学校や個別支援学級では、適切な教育課程を編成するために、知的障害の有無、程度、他の障害を併せ有する場合等も踏まえ、基本となる教育課程を選定し、さらに自閉症の特性を考え合わせる必要があります。必要がある場合には、複数の教育課程を考えるなどの工夫をします。

一般学級においても、障害特性に配慮した指導や支援を行うことが求められています。(3 自立活動 参照)

特別支援学校学習指導要領解説 自立活動編 から抜粋

自立活動の目標は、学校の教育活動全体を通して、児童生徒が障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要とされる知識、技能態度及び習慣を養い、心身の調和的発達の基盤を培うことによって、自立を目指すことを示したものである。ここでいう「自立」とは、児童生徒がそれぞれの障害の状態や発達の段階等に応じた、主体的に自己の力を可能な限り発揮し、よりよく生きていこうとすることを意味している。

(2) 知的障害のある自閉症児童生徒の場合

① 知的障害特別支援学校

特別支援学校にも、自閉症の特性を有する子どもが多く在籍しています。

特に、知的障害特別支援学校では自閉症の特性を併せ有する割合が高いため、自閉症の特性を踏まえた指導内容の選定や、週時程、年間指導計画の作成、授業や日常生活での指導・支援の際の様々な配慮を行っています。

視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱の特別支援学校でも自閉症の特性を併せ有する子どもが在籍しているため、各学校では、知的障害特別支援学校で実践されてきた自閉症の特性を踏まえた取組を参考にして、様々な配慮を検討していく必要があります。

特別支援学校で、主たる障害による単一障害学級、他の障害を併せ有する重複障害学級がある場合は、学級ごとに教育課程を編成します。また、学級内においても、子どもの状態によっては複数の教育課程を工夫したり、配慮点を明確にしたりすることが必要です。

自立活動を主とした教育課程を編成する場合においても、特別活動と道徳の年間計画は別に立てていきます。

指導内容（知的障害特別支援学校）	学習指導要領	授業時数
<ul style="list-style-type: none"> 各教科（小学部） <ul style="list-style-type: none"> 生活 国語 算数 音楽 図画工作 体育 各教科（中学部） <ul style="list-style-type: none"> 国語 社会 数学 理科 音楽 美術 保健体育 職業・家庭 外国語 領域 <ul style="list-style-type: none"> 道徳 外国語活動（小） 特別活動 総合的な学習の時間 領域・教科を合わせた指導 <ul style="list-style-type: none"> 日常生活の指導 生活単元学習 遊びの学習（小） 作業学習（中） 	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援学校学習指導要領（知的障害）の部分进行参考とする。 <p>必要に応じて</p> <p>小学部は設定しなくても可</p> <p>自立活動の授業時数には基準はありません。児童生徒の実態に応じて計画をします。</p>	<p>当該学年で定められている年間授業時数を満たすように、各授業時数を考える。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 自立活動 	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援学校学習指導要領を参考に年間計画を立てる。 	

【留意点】 ○知的障害以外の特別支援学校に在籍していて、自閉症を併せ有するが知的障害がない児童生徒については、その障害種の学習指導要領による教育課程編成をしていきます。

○副学籍による交流及び共同学習を計画的に取り入れます。その際には、副学籍校との連携をしっかりと図ります。

②個別支援学級（知的障害学級 または 自閉症・情緒障害学級）

個別支援学級については、学校教育法施行規則 138 条に「…特別の教育課程によることができる。」と記されているように、準ずる教育や下学年の教育内容、知的障害特別支援学校学習指導要領を参考にすることになります。

個別支援学級においては、領域・教科別の指導のほか、領域・教科を合わせた指導に取り組んでいる場合も多くありますが、いずれにおいても、自閉症の特性を踏まえた様々な環境設定や個別の指導計画の作成によって、自閉症の特性を有する児童生徒が落ち着いて学習でき、成長が促されるような配慮が求められています。

自閉症や情緒障害のある児童生徒が知的障害を伴っている場合には、状態に応じて知的障害個別支援学級、特別支援学校（知的障害）に在籍することがあります。

指導内容	学習指導要領	授業時数
<p>・各教科（小学校）</p> <p>・各教科（中学校）</p> <p>・領域</p> <p>・領域・教科を合わせた指導</p> <p>・自立活動</p> <p>自立活動の授業時数には基準はありません。児童生徒の実態に応じて計画をします。</p>	<p>・小学校及び中学校学習指導要領の当該学年に準じる。</p> <p>・下学年の目標や内容に替える。</p> <p>・特別支援学校学習指導要領（知的障害）の部分を参考とする。</p> <p>特別支援学校（知的障害）の教育課程を主とする場合</p> <p>特別支援学校（知的障害）の学習指導要領を参考に年間計画を立てる。</p>	<p>当該学年で定められている年間授業時数を満たすように、各授業時数を考える。</p> <p>横浜版学習指導要領で示されているように、遊びの学習は小学生が取り組むのですね。</p>



【留意点】 ○知的障害を併せ有する場合には、教科や領域ごとに指導をされた内容を統合していくことに困難さがある場合もあります。その場合は、知的障害特別支援学校の各教科や領域・教科を合わせた指導（生活単元学習等）を考えます。

○一般学級との交流及び共同学習は、本人・保護者の希望や教育的ニーズを踏まえて、計画的に取り入れます。その際には、一般学級の担任との連携をしっかりと図ります。

○異学年の児童生徒が在籍する場合には、複式学級の教育課程編成の特例が参考になります。

<例>「学校において2以上の学年の児童で編成する学級について特に必要がある場合には、各教科、道徳及び外国語活動及び特別活動の目標の達成に支障のない範囲内で、各教科、道徳及び外国語活動及び特別活動の目標及び内容について学年別の順序によらないことができる。」（小学校学習指導要領総則）

【小学校の週時程表の例】

※生活単元学習の時間の内訳についてはQ&A Q4参照

	月		火		水		木		金	
	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年
1	自立活動		自立活動		生活単元		特別活動		自立活動	
2	国語		国語		生活単元		国語		国語	
3	算数		生活単元		算数		算数	生活単元	算数	
4	体育		生活単元		体育		音楽	生活単元	YICA	
5	音楽		生活単元		道徳		国語	生活単元	図工	図工
6							日常生活の指導		図工	図工/音楽

領域・教科を合わせた指導の場合には、「生活単元」等として時程上は表記していても、その指導内容となる各教科等を考えていく必要があります。

国語、算数（数学）等を削減し、年間105時間を自立活動として設定しています。

【中学校の週時程表の例】

	月	火	水	木	金
1	数学	作業学習	数学	英語	英語
2	保健体育	作業学習	作業学習	国語	生活単元
3	英語	総合	社会	音楽	職業・家庭
4	生活単元	総合	英語	生活単元	自立活動
5	国語	保健体育	道徳	生活単元	数学
6	美術		学活	理科	保健体育

○学級の週時程表を踏まえながら、個別に交流及び共同学習の時間や内容を考えていきます。



個別支援学級としての活動があって、交流があるのでですね。

(3) 知的障害のない自閉症児童生徒の場合 ①個別支援学級（自閉症・情緒障害学級のみ）

個別支援学級については、学校教育法施行規則 138 条に「…特別の教育課程によることができる。」と記されているように、準ずる教育や下学年の教育内容、知的障害特別支援学校学習指導要領を参考にすると、学級や児童生徒の実態に応じて編成することになります。

ただし、知的障害のない児童生徒については、知的障害特別支援学校の教科や生活単元学習等によらずに教育課程を編成する必要があります。

指導内容	学習指導要領	授業時数
<ul style="list-style-type: none"> 各教科（小学校） <div style="display: flex; flex-wrap: wrap; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px;">国語</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px;">社会</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px;">算数</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px;">理科</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px;">生活科</div> </div> <div style="display: flex; flex-wrap: wrap; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px;">音楽</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px;">図画工作</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px;">体育</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px;">家庭</div> </div> 各教科（中学校） <div style="display: flex; flex-wrap: wrap; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px;">国語</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px;">社会</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px;">数学</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px;">理科</div> </div> <div style="display: flex; flex-wrap: wrap; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px;">音楽</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px;">美術</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px;">保健体育</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px;">技術・家庭</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px;">外国語</div> </div> 領域 <div style="display: flex; flex-wrap: wrap; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px;">道徳</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px;">外国語活動（小）</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px;">特別活動</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px;">総合的な学習の時間</div> </div> 自立活動 	<ul style="list-style-type: none"> 小学校及び中学校学習指導要領の当該学年に準じる。 当該学年の目標を達成できるように、必要に応じて下学年の目標や内容を取り入れる。 	<p>当該学年で定められている年間授業時数を満たすように、自立活動の授業時数分、他の授業時数を削減する。</p>
	<p>自立活動の授業時数には基準はありません。児童生徒の実態に応じて計画をします。</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援学校学習指導要領を参考に年間計画を立てる。 	

【留意点】○知的障害のない場合には、知的障害特別支援学校の教育課程である領域・教科を合わせた指導（生活単元学習等）によらずに週時程表を考えます。

○一般学級との交流及び共同学習は、本人・保護者の希望や教育的ニーズを踏まえて、計画的に取り入れます。その際には、一般学級の担任との連携をしっかりと図ります。

○異学年の児童生徒が在籍する場合には、複式学級の教育課程編成の特例が参考になります。

<例>「学校において2以上の学年の児童で編成する学級について特に必要がある場合には、各教科、道徳及び外国語活動及び特別活動の目標の達成に支障のない範囲内で、各教科、道徳及び外国語活動及び特別活動の目標及び内容について学年別の順序によらないことができる。」（小学校学習指導要領総則）

【小学校の週時程表の例】

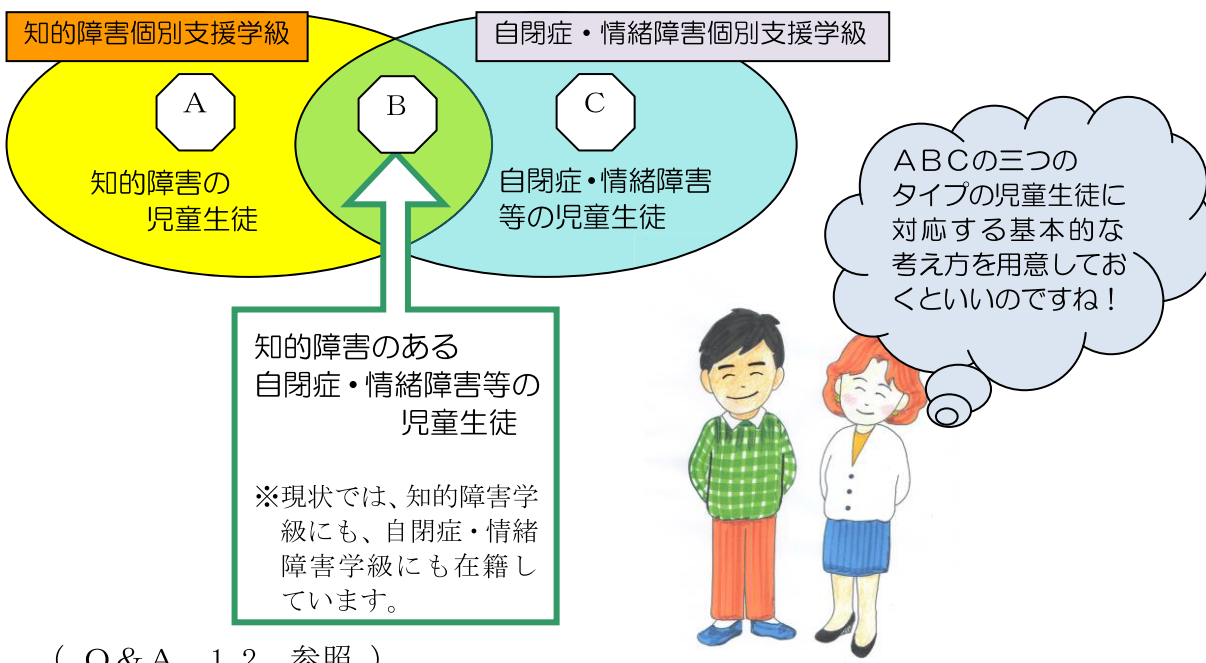
	月		火		水		木		金	
	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年
1	自立活動		自立活動		生活科/ 総合	総合	特別活動		自立活動	
2	国語		国語		国語/ 総合	総合	国語		国語	
3	算数		生活科/ 理科	理科	算数		算数	社会	算数	
4	体育		生活科/ 理科	理科	体育		音楽	社会	YICA	
5	音楽		算数		道徳		国語	家庭/ 国語	図工	図工
6			クラブ/ 委員会					家庭	図工	図工/ 音楽

国語、社会、算数、理科等を削減し、年間105時間を自立活動として設定

【中学校の週時程表の例】

	月	火	水	木	金
1	数学	理科	数学	英語	英語
2	保健体育	社会	理科	国語	国語
3	英語	総合	社会	音楽	技術・家庭
4	社会	総合	英語	社会	自立活動
5	国語	保健体育	道徳	理科	数学
6	美術		学活	理科	保健体育

数学を1時間削減し、年間35時間を自立活動として設定



②通級指導教室利用

情緒障害通級指導教室だけでなく、難聴・言語障害、弱視通級指導教室においても自閉症の特性を有する児童生徒を指導している場合があります。

どの通級指導教室においても、一人ひとりの実態把握を丁寧に行い、実態に応じて、自立活動の内容を中心に指導内容を考えていくことが必要です。必要に応じて、障害特性の改善・克服に向けた教科の補充も取り入れるなどしながら、個別の指導計画を作成し、指導を行います。

その際、在籍級との連携を丁寧に図ることが望まれます。

【自立活動 6区分 26項目】

健康の保持

- (1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関する事。
- (2) 病気の状態の理解と生活管理に関する事。
- (3) 身体各部の状態の理解と養護に関する事。
- (4) 健康状態の維持・改善に関する事。

心理的な安定

- (1) 情緒の安定に関する事。
- (2) 状況の理解と変化への対応に関する事。
- (3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関する事。

人間関係の育成

- (1) 他者とのかかわりの基礎に関する事。
- (2) 他者の意図や感情の理解に関する事。
- (3) 自己の理解と行動の調整に関する事。
- (4) 集団への参加の基礎に関する事。

環境の把握

- (1) 保有する感覚の活用に関する事。
- (2) 感覚や認知の特性への対応に関する事。
- (3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関する事。
- (4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況の把握に関する事。
- (5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関する事。

身体の動き

- (1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関する事。
- (2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関する事。
- (3) 日常生活に必要な基本動作に関する事。
- (4) 身体の移動能力に関する事。
- (5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関する事。

コミュニケーション

- (1) コミュニケーションの基礎的能力に関する事。
- (2) 言語の受容と表出に関する事。
- (3) 言語の形成と活用に関する事。
- (4) コミュニケーション手段の選択と活用に関する事。
- (5) 状況に応じたコミュニケーションに関する事。